

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第5回会議 議事録

- 1 日 時 令和5年8月10日(木) 午後4時30分～午後9時47分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第5回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日は、会議次第が1枚です。以上です。

【部会長】 次に、事務局から「定足数」及び「会議の公開状況」を報告してください。

【指導官】 委員の出席状況を報告します。本日は、全員に出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことを御報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっておりますので、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月28日から8月7日まで掲示いたしました結果、2名の傍聴希望者があり、本日2名の方が傍聴されますので、併せて御報告いたします。

【部会長】 本日の会議は公開しております。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを、傍聴人の方々は予め御承知おき願います。

【部会長】 では会議次第2の金額審議に入ります。

前回8月9日の第4回専門部会において、労働者側委員からは、他県の答申額での影響率をみると平均21%くらいであり、賃金が低廉なところに影響があってこそその最低賃金である。例年以上に影響率にもこだわりたい。

今年の10月には値上げ品目が多岐にわたると発表されているが、4から10%の生活に直結する部分が値上げされることが分かっているので、後追いの最低賃金の上昇では今年は間に合わないため、そこをどう見ていくかにこの審議会の在り方がある。

失業率は全国最小、女性の有業率は全国一とみんなが働いているのに県民所得が低いのは、賃金が低いことに加えて男女間格差があり、最低賃金を引上げて底上げしていく必要がある。などの発言がありました。

一方、使用者側からは、企業の支払い能力が軽視された議論となっている。例えば鉱工業生産指数では、いずれの業種も指数は下がってきており、企業の支払い能力が落ちてきていることを示している。

島根は生産性が低く、一企業当たりでは東京の3分の1ほどである。

賃上げした後に設備投資に回せる余力がないため業務改善助成金は使い辛い。社保料の減免措置とか賃上げ分の補助とかを企業は求めている。などの発言がありました。

前回審議でも、労使の間で引上げ額に開きがあり、今回の専門部会に持ち越すことになっていました。

労使それぞれ御検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方から御意見をいただき、結審を視野に入れて金額の審議を深めたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何か御発言があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「ないです」)

【部会長】 それでは、この後は労使別室に分かれてそれぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

それでは、これからは具体的な金額審議に入ることになります。公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、これからは非公開といたします。また、第6条第2項により議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開します。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますが御退出願います。

(退出のため中断)

(以下、議事要旨のみ公開)